

仲間を増やすことが要求実現の道！！

夏の緊急支援給付金のお知らせに?? 「もらっていいの?」「青色や白色の専従者の分はどうなるの?」

国の「令和6年度 夏の緊急一時支援給付金」の案内が名古屋市から届き始めました。民商にも「本当にもらっていいの?」「私には案内が郵送されてこない」などいくつか問い合わせがありました。なかでも、定額減税との関係で、確定申告や年末調整後に引ききれない分がもどると覚えたのに、定額減税捕捉給付金(調整給付)が、昨年度の申告実績で先行給付されるため、混乱を招いています。「令和6年度住民税が非課税で、給付金を受け、かつ今年働いて収入があり、定額減税を受ける」場合もOKです。住民税減税の基準が令和5年12月31日時点、所得税の基準が令和6年12月31日時点となっているため、実態がずれてしまう場合があります。結果的に、もらいすぎとなった場合(虚偽や該当しないことが判明した場合を除く)も、自治体の実務が大変すぎるので、返還は不要とのこと。初めから一律給付するとか、消費税減税に踏み切れば、こんなに混乱することは無かったのではないのでしょうか。

「支給のお知らせ」が届いた方は、原則申請不要。「申請書」が届いた方は、締切(10/31)までに、必要事項を記入し、添付書類をつけて返送しましょう。なお、この給付金は、差押禁止とされており、課税の対象でもありません。

*青色事業専従者・白色事業専従者、合計所得48万円以下の者(扶養親族として定額減税の対象外の者)⇒1人4万円の給付の対象ですが、現時点で名古屋市の手続き、給付スケジュールは未定(コールセンター)とのこと。すみやかに給付されるよう自治体へ要請することにしています。不安な方は、コールセンターへ問い合わせしましょう。050-3135-3260(名古屋市)

(右は日本共産党田村貴昭議員のSNSから)

定額減税の対象外 自営業者の家族などに1人4万円の給付金

制度が知られていない。周知徹底を。

周知徹底は重要。国税庁としても内閣官房、内閣府と引き続き連携していきたい。(財務大臣)



【給付対象】(個人単位で給付)	※本スライドの税額は全て定額減税適用前、税額控除後の意
以下のいずれの要件も満たす者(※基本的に必要書類の提出(申請)を行って頂くことが必要)	
○ 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税税額がゼロ (本人として、定額減税の対象外であること)	
○ 税制度上、「扶養親族」対象外(⇒青色事業専従者・事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の者) (扶養親族等として、定額減税の対象外であること)	
○ 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない (一休措置の上で低所得世帯向け給付対象でないこと)	
【給付額】原則4万円(定額)	※R6.1.1時点で海外居住者であった場合は3万円。

広島県連の活動に学び、元気をもらえた

8月25日(日)愛商連役員研修会が開催され、県下民商から60名(北部民商から4名)が参加しました。午前中は、全商連拡大推進委員長で広島民商副会長の藤井賢次郎さん、広島県連事務局長の寺田拓也さんから、広島県連の活動について報告していただきました。藤井さんは、「役員への誘いを当初は断っていたが、中小業者の営業と生活が厳しくなり、自分だけの努力ではどうしようもない、世の中を変えるしかない」と役員になる決意をした。「苦しんでいる業者がたくさんいます。業者を救えるのは民商しかない。仲間を増やすことが要求実現の力です。民商の声を届け、仲間を増やしましょう」「平和でこそ商売繁盛。核兵器という悪魔に守られる平和なんて続かない。核兵器は絶対なくしましょう」と熱っぽく語られました。北部民商の参加者からは「拡大グッズとして、ボックスティッシュを作ったり、地元のプロバスケット選手をポスターに起用したり、とても工夫していると思った」「全会員から本気でアンケートを回収しようとしている努力に頭が下がった」「うちの民商もなかなか頑張っていると改めて思った」などの感想が寄せられました。暑期中、参加された皆さんご苦労様でした。

